

平成19年度 町の予算

歳入

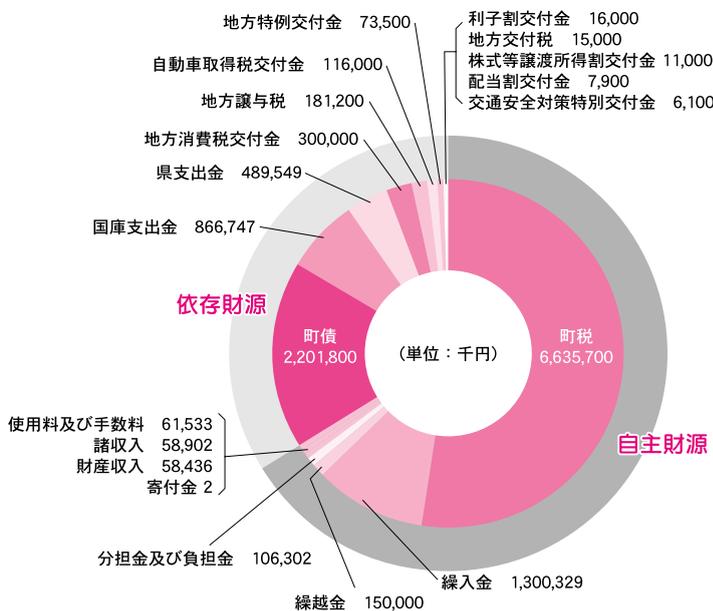
歳入において自主財源の根幹をなす町税は、税制改革等による町民税の増収見込等により、前年度と比較して7億6、464万8千円（13・0％）の増となりました。

一方で地方譲与税は、所得譲与税が廃止となったため2億4、860万円（57・8％）の減となりました。また、地方特例交付金も、減税補てん分が減額となり1億1、210万円（60・4％）の減となりました。国庫支出金は、まちづくり交付金事業を導入したことにより4億2、459万8千円（96・0％）の増となり、また、目的基金の活用と財源調整のための基金繰入金は、5億4、238万4千円（71・6％）の増となりました。

財源別に見ますと、自主財源は町税の増により、83億7、120万4千円となり（構成比66・1％）前年度比19・9％の増、依存財源は、町債の増により42億8、479万6千円となり（構成比33・9％）前年度比26・5％の増となりました。

平成19年3月議会において可決されました、平成19年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の予算についてお知らせいたします。

一般会計及び特別会計を合わせた予算額は、212億2、709万9千円となりました。また、町の会計の中心となる一般会計の予算額は、126億5、600万円となり、前年度と比較して22億8、600万円（22・0％）の増となりました。



■平成18年度会計別予算案集計表

(単位：千円、％)

会計	平成19年度	平成18年度	比較		
			増減額	増減率	
一般会計	12,656,000	10,370,000	2,286,000	22.0	
特別会計	8,571,099	7,931,654	639,445	8.1	
特別会計内容	国民健康保険事業	2,667,000	2,489,000	178,000	7.2
	老人保険事業	1,704,000	1,724,000	△20,000	△1.2
	介護保険事業	1,216,000	1,204,000	12,000	1.0
	公共下水道事業	1,256,000	1,161,000	95,000	8.2
	農業集落排水事業	1,172,000	582,000	590,000	101.4
	用地先行取得事業	556,099	771,654	△215,555	△27.9
計	21,227,099	18,301,654	2,925,445	16.0	

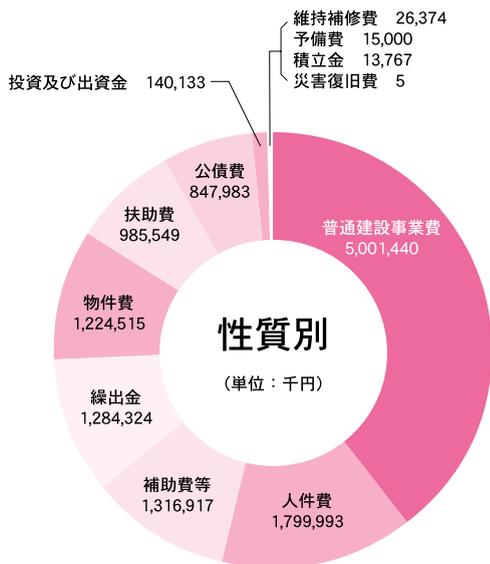
■水道事業会計

(単位：千円、％)

種別	年度	平成19年度	平成18年度	比較	
				増減額	増減率
収益的収支	収入	530,981	529,907	1,074	0.2
	支出	471,829	479,005	△7,176	△1.5
資本的収支	収入	239,453	413,992	△174,539	△42.2
	支出	475,439	604,549	△129,110	△21.4

平成19年度の主な事務事業

- 中心拠点施設整備事業 852,593千円
- (仮称)総合保健福祉センター建設事業 2,480,355千円
- 保健福祉対策事業 (障害者福祉サービス事業、予防接種、各種検診、医療費助成等) 829,957千円
- 小学校・中学校施設整備事業 255,336千円
- 上水道事業(第6次拡張計画) 475,439千円
- 下水道事業(公共下水道、特定環境) 635,902千円
- 農業振興事業 (首都圏農業推進事業、地域水田農業ビジョン確立条件整備事業、土地利用型経営体育成事業、新農業水利システム保全対策事業等) 176,876千円
- 農業集落排水整備事業 (東部地区、南部地区等) 1,005,346千円
- 道路整備事業 (道路改良、道路維持、交通安全施設等) 404,800千円
- 市街地整備事業(富士山地区等) 140,683千円

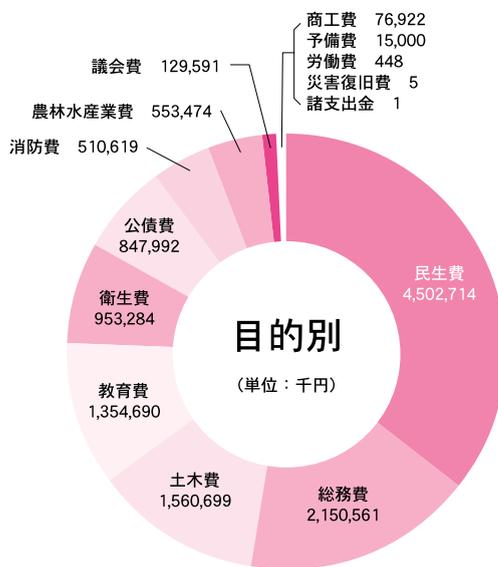


▼問い合わせ先＝企画課
財政係 ☎9119

歳出

歳出を性質別に見ますと、扶助費は、児童手当制度及び医療費助成制度が拡充されたことにより、前年度と比較して1億752万8千円(12・2%)の増となりました。一方普通建設事業費は、中心拠点施設整備事業及び(仮称)総合保健福祉センター建設関係事業の増により、19億6、216万4千円(64・6%)の増となりました。

なお、本年度も引き続き経常経費の削減に努め、限られた財源の重点的かつ効率的な予算配分をしました。



〈用語説明〉

- 自主財源** 町が自主的に収入するもの。
- 依存財源** 国や県の基準等によって交付されたり割り当てられたりするもの。
- 目的別歳出** 経費を行政目的別、つまり仕事の内容によって分類したもの。
- 性質別歳出** 経費を経済的性質によって分類したもの。
- 物件費** 消耗品費や委託料など、他の性質に属さない消費的な経費。
- 扶助費** 各種医療費助成や児童手当などとして支払われる経費。
- 公債費** 町が借り入れた元金及び利子の償還のための経費。